

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の31項、83項、95項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条 並びに国民年金法第12条等
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法」が含まれる項(50項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金」が含まれる項該当なし 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第26条の4
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金被保険者の資格取得者・喪失届者
その必要性	国民年金被保険者が公正な受給を受けるため、資格者の情報を正確に把握する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】 ①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 ①4情報及び連絡先は対象者への国民年金関連書類の送付、連絡のため</p> <p>【業務関係情報】 ①地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報は正確な資格情報登録のため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、電話)	
③使用目的 ※	国民年金被保険者が公正な受給を受けるため、資格者の情報を正確に把握する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【資格異動】 ①住民からの届出、異動届(転入)、異動届(死亡)により、資格取得の登録、資格情報の登録、種別変更の登録、資格喪失の登録を行う。 ②他市町村からの異動により、転出の登録を行う。 ③日本年金機構からの連絡により、資格異動追加・訂正、不在期間の登録等を行う。 【免除管理】 ①住民からの申請により、免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書、免除理由該当消滅届を受理・審査し、日本年金機構に進達する。 ②日本年金機構からの連絡により、申請免除、法定免除の登録を行う。 【付加登録】 ①住民からの申請或いは社会保険事務所からの連絡により、付加保険料納付申出(該当)、付加保険料納付辞退申出(非該当)の登録を行う。 【その他の登録】 ①日本年金機構からの連絡により、受給年金該当者、厚生年金、共済年金の情報登録を行う。 【進達報告・情報提供】 ①日本年金機構に対し、資格異動該当者の進達報告を行う。 ②日本年金機構からの免除勧奨の為の調査依頼に対し、国民年金該当者の所得情報提供を行う。 ③日本年金機構からの継続免除の場の調査依頼に対し、国民年金該当者の所得十扶養情報提供を行う。 ④日本年金機構からの調査依頼に対し、受給年金該当者の所得情報提供を行う。 ⑤住民からの申請により、裁定請求書等を受理し、日本年金機構に進達する。 ⑥住民からの届出により、手帳再交付申請書を受理し、日本年金機構に進達する。(2号該当者を除く)	
情報の突合	資格者情報の確認を行うため、当該システムにおける国民年金情報と、他団体、庁内他部署等から入手した関連情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システムの運用・保守業務		
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
窓口業務		
①委託内容	窓口において対応、事務処理を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	別表第1の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照)
②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	国民年金関係情報(別紙2を参照)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	移転先担当者課の必要に応じて随時提供
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<国民年金ファイル・統合宛名システムにおける措置> 特定個人情報は、出入口はオートロックで生体認証で解錠を行っている場所に設置されているサーバー内に保管されている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民年金ファイル

年金基本

基礎年金番号,住民コード,生年月日,取得年月日,喪失年月日,種別,付加,免除,高齢任意喪失月,不在区分,不在年月日,不在判明年月日,学生区分,電話番号,電話番号区分,三号時効年月,住記年金登録区分,前回受付年度,前回受付年月日,前回異動区分,職権適用区分,旧年金番号区分,旧年金番号,二十歳前厚年月数,高齢任意理由,基礎年金配偶者種別,基礎年金配偶者番号

年金資格

基礎年金番号,種別,取得年月日,取得入力年月日,取得理由,喪失年月日,喪失入力年月日,喪失理由

年金履歴

基礎年金番号,住民コード,年金種別,取得年月日,取得入力年月日,喪失年月日,喪失入力年月日,生年月日,種別,付加,免除,高齢任意喪失月,不在区分,不在年月日,不在判明年月日,学生区分,電話番号,電話番号区分,三号時効年月,住記年金登録区分,職権適用区分,旧年金番号区分,旧年金番号,高齢任意理由,年金基金種別,基礎年金配偶者種別,基礎年金配偶者番号,年金証書番号,申請項目,届出日,電話番号,旧氏名,続柄コード,請求者名,請求日,請求者住所,加算対象者住民コード,加算対象者年金証書番号,加算対象者名,加算対象者住所,加算対象者生年月日,加算対象者障害状況,初診日,障害認定日,基準月前月,開始日,終了日,取得理由,喪失理由,氏名カナ,氏名漢字,本名,世帯主氏名,性別,住民となった年月日,住民でなくなった年月日,番地,郵便番号,方書漢字,転入前住所,転居前住所,転出先郵便番号,転出先住所,転出先異動事由,住定異動年月日,住定事由,現住所漢字,付加種別,付加加入年月日,付加辞退年月日,免除種別,免除開始年月日,免除廃止年月日,結果,配偶者住民コード,世帯主住民コード

年金付加

基礎年金番号,付加種別,付加加入年月日,付加辞退年月日,異動年月日

年金免除

基礎年金番号,免除種別,免除開始年月日,免除廃止年月日,免除開始受付日,結果,受付番号,配偶者住民コード,世帯主住民コード,申告書出力区分,免除廃止受付日,全額,半額,猶予,猶予優先,申請4分の1,申請4分の3

※記載してある特定個人情報ファイルは、全ての項目ではありません。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>①住基情報の入手については、国民年金システムに登録した情報を団体内統合宛名システム、庁内連携機能(住基システム)経由で取得する為、対象候補となりうる八潮市民以外の情報を入手する事はない。</p> <p>②他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに、基本4情報(住所、氏名、性別、生年月日)に基づいて、対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、本来の提出先団体へ回送処理を行っている。</p> <p>③住民から申告書等を入手する場合、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。</p> <p>④代理人が申請・申告等をする場合、記入する内容が申請者本人の情報である事を事前に注意喚起するとともに、本人直筆の委任状の提出、代理人の身分証明証の掲示・確認を行う。</p> <p>⑤庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</p> <p>⑥上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>①住民からの申告書等の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。</p> <p>②国民年金システムの入力については、必要項目のみ入力するよう制限しており、不要な情報の取得防止を図る。</p> <p>③国民年金システム端末への入力については、入力者と確認者の2人でチェックを行い、誤入力を防止する。</p> <p>④庁内連携システムからの関連情報の入手及び、他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>⑤上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①国民年金システムデータベースについて、各業務を行うにあたり、業務に関係のない情報は保有しない。</p> <p>②国民年金システムデータベースにおける各業務を行うにあたり、職員の担当業務ごとにアクセス権限が割り当てられており、権限に応じて目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、アクセス制御を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、不必要な情報へはアクセスできない。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【権限のない者のアクセスを防止するための措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項、5.3項に基づき、退職時、人事異動時、紛失時はアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p> <p>②不正アクセスを監視するために、操作履歴（アクセスログ、捜査ログ）の記録を取得し、保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.2項に基づき、パスワードは、決められた文字組み合わせ、文字数以上に設定し、定期的に変更する。</p> <p>【権限のない者による特定個人情報の漏えいを防止するための措置】</p> <p>①電子情報セキュリティガイドブック及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、離席時には、電源を切るか、一定時間の無操作でスクリーンセーバーが起動し、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。作業再開時は、パスワード入力にて起動するよう設定し、システム画面の覗き見防止に努める。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、市民など外部の者から画面を覗かれないよう、ディスプレイの設置の向きや設置場所を考慮する。</p> <p>③八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程16条に基づき、特定個人情報が表示されたシステム画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、PC内に保存しない。印刷した紙は、用が済み次第シュレッダー処理を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程25条及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で、必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。 ①提供した情報資産の保管、返還及び廃棄に関する事項 ②提供した情報資産の目的外使用、複製、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項 ③業務上知り得た情報の秘密保持に関する事項 ④事故等の報告に関する事項 ⑤委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ⑥提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ⑦再委託に関する制限事項の遵守 ⑧委託作業の報告、立ち入り検査
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様のセキュリティ要件の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。
その他の措置の内容	【委託先のリスクに対する措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取り扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。委託業者が必要なセキュリティ対策を実施している事を定期的に確認する。 ②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.1項に基づき、情報セキュリティを確保するため、名札を着用させる。 【国民年金システムにおける保守について】 ①サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付けている。作業内容については報告を義務付けている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	①移転・提供については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底する。 ②文書照会等を受けた場合は、提供の際に、職員2名以上でチェックを行い、記録簿を残している。 ③共通基盤を介した社内連携については、定められた仕様での移転に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。 ④八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、USBメモリ使用時にチェック簿で使用状況を記入する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>—</p> <p>【中間サーバー、統合DBの運用における措置】</p> <p>①情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</p> <p>②また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【統合宛名システムにおける措置】</p> <p>①各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>【中間サーバーの運用の措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームの措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <p>①特定個人情報を保管するサーバー設置場所については、出入口はオートロックで、管理者を限定し生体認証システムにより解錠する。また、室内に監視カメラを設置し、入退室記録をつける。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、特定個人情報を取り扱う職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止措置を講じている。</p> <p>④特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。</p> <p>⑤特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に関して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等、必要な物理的対策を講じる。</p> <p>⑥特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施する事で情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、機密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。</p> <p>⑦八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書6.2項に基づき、緊急事態が起こった場合の体制を整備しており、事故発生時に速やかな対応を講じる。</p> <p>⑧八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、障害によるデータの滅失、棄損時に備え、定期的にバックアップを行う。</p> <p>⑨八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、USBメモリは金庫に施錠保管している。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>①インターネットへの接続については、庁内連携システムとは論理的に切り離された専用端末を使用し、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</p> <p>②OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用する。</p> <p>③ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入する。</p> <p>④定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。</p> <p>⑤ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。</p> <p>⑥外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する。</p> <p>⑦侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じる。</p> <p>⑧必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じる。</p> <p>⑨使用されていないポートを閉鎖する。</p> <p>⑩外部からの庁内のサーバー等に対する攻撃を監視する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】</p> <p>①申告、申請等に基づき、随時、国民年金情報の更新、更正を行う。</p> <p>②保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、紙媒体の廃棄は、シュレッダー等による復元不可能な措置により行う。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行い、再利用できない措置を講じる。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.5～2.7項に基づき、以下を実施している。 ①職員に対し、年に1回、企画経営課情報化推進担当による情報セキュリティに関するテストを行う。 ②日ごろから、所属長が、職員に対しセキュリティ対策、取り扱いの注意事項等について指導、周知させる。 ③職員に対し、特定個人情報保護セミナーによる教育を実施する。 ④非常勤、臨時職員を含む職員に対し、機密保持に関する誓約書を結んでおり、違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては罰則を科す。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②請求方法	八潮市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提示により開示、訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八潮市健康福祉部国保年金課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②対応方法	問合せ等について、窓口や電話で受付を行い、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年7月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年4月20日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	未定	事後	
平成28年3月25日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1号	番号法第9条第1項	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	鈴木 圭介	河合 景子	事後	
平成29年7月31日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課	八潮市総務部総務人事課	事後	
平成29年7月31日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	八潮市企画まちづくり企画部企画経営課	八潮市企画財政部企画経営課	事後	
平成29年7月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年3月25日	平成29年7月31日	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑤使用方法	【免除管理】 ①住民からの申請により、免除・納付猶予申請書、学生 納付特例申請書、免除理由該当消滅届を受理・審査 し、日本年金機構に進達する。	【免除管理】 ①住民からの申請により、免除・納付猶予申請 書、学生納付特例申請書、免除理由該当消滅 届を受理・審査し、日本年金機構に進達する。	事後	
平成30年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2③委託先名	(株)アール・オー・エスデザイン	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	国保年金課長 河合 景子	国保年金課長	事後	
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月31日	令和元年6月10日	事後	
令和2年6月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出 に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務と して行っている。 【内容】 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 ②国民年金保険料免除等の受理、審査、進達管理 ③付加保険料の申出・辞退届の受理 ④日本年金機構からの連絡による受給年金該当者登 録、厚生年金・共済年金の情報登録 ⑤日本年金機構への資格異動該当者への進達報告、 所得情報提供、年金受給に伴う裁定請求、年金手帳再 交付申請	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給 付金の支給に関する法律、年金生活者支援給 付金の支給に関する法律に基づき、国民年金 に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関す る事務処理を、法定受託事務として行ってい る。 【内容】 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届 出 ②国民年金保険料免除等の受理、審査、進達 管理 ③付加保険料の申出・辞退届の受理 ④日本年金機構からの連絡による受給年金該 当者登録、厚生年金・共済年金の情報登録 ⑤日本年金機構への資格異動該当者への進 達報告、所得情報提供、年金受給に伴う裁定 請求、年金手帳再交付申請 ⑥年金生活者支援給付金の届出の受付、支給 に必要な所得情報提供	事後	
令和2年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律 番号法第9条第1号(平成25年法律第27号) 別表第一の31の項 並びに国民年金法第12条等	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 番号法第9条第1号(平成25年法律第27号) 別表第一の31項、83項、95項 並びに国民年金法第12条等	事後	
令和2年6月30日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特 定個人情報)に「国民年金法」が含まれる項(50の各 項)	・番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、 第四欄(特定個人情報)に「国民年金法」が含 まれる項(50項)	事後	

令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	未定	平成28年1月1日	事後	
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	
令和2年6月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年6月10日	令和2年6月30日	事後	
令和2年6月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年6月30日	IV 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	八潮市企画財政部企画経営課	八潮市健康福祉部国保年金課	事後	
令和3年6月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二	番号法第19条第8号 第10号 別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(50項)(別紙1を参照)	番号法第19条8号別表第二(50項)(別紙1を参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月26日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年6月30日	令和3年6月10日	事後	
令和4年7月7日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月10日	令和4年6月27日	事後	
令和5年7月25日	IV 開示請求、問い合わせ ①請求先	総務人事課	総務課	事後	
令和5年7月25日	V 評価実施手続 ①実施日	令和4年6月24日	令和5年7月25日	事後	
令和5年7月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条	事後	